

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成 30 年 5 月
環境省 環境再生・資源循環局
総務課制度企画室

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成 30 年 5 月 2 日（水）から平成 30 年 6 月 1 日（金）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

1. 概要

平成 29 年 2 月の第 18 回中央環境審議会循環型社会部会で取りまとめられた廃棄物処理制度見直しの方向性（意見具申）及び第 193 回国会で成立し、昨年 6 月に公布された特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 62 号）の施行に向けて、同法との一体的な運用を図る観点から、合同会議¹（第 5 回及び第 6 回）における議論等を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令 35 号）について、所要の改正を行うものです。

2. 意見募集の対象

別添の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要」

3. 意見募集要項

（1）募集期間

平成 30 年 5 月 2 日（水）から平成 30 年 6 月 1 日（金）まで

（2）意見提出方法

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に

¹ 中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議

対する意見」

(郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。)

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所 (どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください)
- ・ 意見内容
- ・ 理由 (根拠となる出典等を添付又は併記してください)

(注意事項)

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 電話や匿名での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

(3) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファックスの場合 03-3593-8264

電子メールの場合 env-basel@env.go.jp

(4) 資料の入手方法

①インターネットによる閲覧

- ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>)

②窓口での配布

環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室 (東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
中央合同庁舎5号館 23階)

※事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

③郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、140円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒(角形2号)を同封の上、「『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見』関係資料希望」と封筒表面に明記し、上記「3.(3)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

(注意事項)

- 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- 皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。